

平成 **28** 年度児童死亡事案検証結果報告書  
(松原市事案)

平成 **29** 年 **3** 月

大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
児童虐待事例等点検・検証専門部会

報告書の利用や報道にあたっては、親子のプライバシーに配慮した取扱いがなされますようお願いいたします。

## 目 次

はじめに	3
I 事案の概要	4
1 事案の概要	4
2 家族構成	4
3 事案の経過と子ども家庭センター、市関係課等の対応	5
II 検証の目的及び方法	8
1 検証の目的	8
2 検証の方法	8
III 対応上の問題点・課題	9
1 施設入所中における子ども家庭センターの調査及びアセスメントについて	9
2 施設退所時における子ども家庭センターのアセスメントと家庭引取り後の支援体制構築について	9
3 妊娠期からの支援について	10
4 「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン」に沿った対応について	10
5 次女の熱傷の通告対応及び安全確認について	11
6 要保護児童対策地域協議会におけるアセスメントや支援について	12
7 情報収集及びアセスメントのあり方について	13
8 「所属」がない子どもへの支援について	13
IV 再発防止に向けた取組 ～具体的な方策～	14
1 子どもと家庭への支援のための情報共有と家族全体のアセスメントについて	14
2 施設退所時における要保護児童対策地域協議会による支援体制の構築について	15
3 多子、多胎児等支援を要する家庭への、市町村母子保健主管課と医療機関の積極的な連携による支援について	15
4 「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン」に沿った対応の徹底について	15
5 医療機関からの虐待通告受理後の対応ときょうだいを含めた速やかな安全確認について	16
6 要保護児童対策地域協議会の支援と体制強化について	16
7 客観的な事実の把握のもとに関係機関による多角的なアセスメントを実施することについて	17
8 「所属」がない子どもへの支援について	18
V 国への提言	19
1 都道府県内の児童相談所及び市町村児童家庭相談主管課における虐待相談歴や、要保護児童対策地域協議会における対応経過を共有する仕組みづくり	19
2 都道府県内の児童相談所と警察署との情報共有を進めるための仕組みづくり	19

VI	参考資料	20
1	大阪府富田林子ども家庭センター体制資料	20
2	松原市要保護児童対策地域協議会体制資料	25
3	松原市健康部地域保健課（市立保健センター）体制資料	27
4	堺市北区要保護児童対策地域協議会体制資料	29
5	堺市北保健センター体制資料	30
6	堺市子ども相談所体制資料	31
7	大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童虐待事例等点検・検証専門部会運営要綱	32
8	審議経過	33
9	大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童虐待事例等点検・検証専門部会委員名簿	34

## はじめに

平成 28 年 11 月、堺市北区に住民票があり居所不明となっていた児童の遺体が発見され、同月 30 日、父母が死体遺棄容疑で逮捕となり、児童虐待によると思われる児童の死亡事案が明らかになった。

本児童については、子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等の関係機関による支援経過があった。過去において、本部会や国の検証などで度々支援を必要とする子どもや家庭への対応のあり方等について提言がなされるとともに、虐待対応の取組み、要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携も進みつつあるだけに、今般の事態は誠に残念でならない。

本事案について、なぜ死亡に至る事態が起こったのかを分析するにあたり、家庭の状況を理解する上で、関係機関では把握できない部分があり、検証を進めることに困難を伴った。その中で、それぞれの関係機関の対応経過の確認やヒアリング等により、可能な限り、関係機関の組織体制や対応・支援のあり方などの課題を整理するとともに、具体的な再発防止策について議論を重ねた。

事案の事実関係の把握のため、ヒアリングにご協力いただいた民間の医療機関や松原市及び堺市の関係課の方々には、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

なお、検証にあたっては、事案の背景となる家族状況等も含めた事実経過について詳細にヒアリングを行い、相当踏み込んだ議論の上、事案の分析・検証を行ったが、本報告書においては、当事者のプライバシー保護の観点から、記載内容について制約せざるを得ない部分があったことをお断りしておく。

大阪府及び関係機関におかれては、本報告書に示した再発防止に向けた取組みについて、早期にかつ着実な実現に向けて努力されることを切に望むものである。

平成 29 年 3 月

大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
児童虐待事例等点検・検証専門部会

## I 事案の概要

### 1 事案の概要

本事案については、大阪府富田林子ども家庭センター（大阪府の設置する児童相談所。以下、「子ども家庭センター」という。）や松原市等の関係機関において、相談対応の経過があった家庭である。

平成 24 年 4 月 12 日、子ども家庭センターは、母が詐欺容疑（生活保護不正受給）で逮捕され、本児と長女を養育する者がいないため、警察から要保護児童通告を受理、同日一時保護し、同月 27 日、施設入所措置とした。

母とともに、父と母方祖父母も同じく詐欺容疑で逮捕されており、逮捕後、当時数年前から行方不明となっていた本児のいとこ（当時 9 歳になる年齢）について、祖母らは「平成 15 年 2 月（当時生後 5 か月）に亡くなった後、河川敷に埋めた。」と供述。（平成 25 年 7 月、警察は父、母、母方祖母、母方叔母の 4 人を死体遺棄容疑で書類送検。警察が河川敷を捜索するも、遺体は発見されず。平成 25 年 8 月、死体遺棄容疑については、3 年の時効が経過していたため、不起訴決定。）

平成 24 年 8 月、母が詐欺罪について執行猶予判決となり出所。子ども家庭センターは、施設入所中の本児・長女と母との段階的交流を進める。平成 25 年 11 月、父が出所し父母は松原市での生活を始める。子ども家庭センターは、父母と本児らとの交流状況、父母の生活状況等に問題がなかったことから、平成 25 年 12 月、施設退所、家庭引取りとした。

平成 27 年 2 月、松原市家庭児童相談室が次女に関する虐待通告を受理。松原市要保護児童対策地域協議会において、次女を要保護児童として関係機関が支援していた。本児については、平成 27 年 7 月、3 歳児健診が予定されていたが未受診のまま経過し、平成 27 年 12 月、本家庭が堺市に転居。

平成 28 年 3 月、松原市家庭児童相談室が本家庭の堺市への転居を確認したため、堺市北区子育て支援課に連絡。同子育て支援課等が本児の居所を確認できないことから、堺市子ども相談所と協議の上、警察に情報提供。同年 10 月 18 日、警察は児童手当の不正受給による詐欺容疑で父母を逮捕。

平成 28 年 11 月 8 日、警察は、父を本児に対する傷害致死容疑、母を保護責任者遺棄致死容疑で再逮捕。同月 30 日、父母を死体遺棄容疑で再逮捕。

平成 28 年 12 月 22 日、大阪地方検察庁が傷害致死罪及び死体遺棄容疑で父母を起訴。

### 2 家族構成（年齢は父母が逮捕された平成 28 年 10 月時点）

父（35 歳）

母（32 歳）

長女（7 歳）

本児（死亡、男児、4 歳になる年齢）

次女（2 歳）

三女（2 歳）

### 3 事案の経過と子ども家庭センター、市関係課等の対応

年月日	経過
21.2	長女出生。
23.3	富田林市子育て支援課が、長女に関する虐待通告受理。長女の足に痣があるとの内容。 →富田林市子育て支援課は、同日より、富田林市の要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）における要保護児童として、関係機関が連携して見守り支援を開始することとした。
24.1	本児出生。
24.3	富田林市要対協実務者会議において、長女について、特に問題のない状態が継続していたため、支援終了とした。
24.4	【初回受付】子ども家庭センターが、富田林警察署から長女と本児について、母が詐欺容疑（生活保護不正受給）で逮捕され、長女と本児を養育する者がいないため、要保護児童通告受理。 子ども家庭センターは監護者がいない養育困難事案として対応開始。富田林市子育て支援課に、本児らの健康情報等について問合せるが、同子育て支援課及び要対協における支援経過は確認せず。また、長女について前月まで要保護児童として要対協で支援していた情報は、子ども家庭センター内の他課が把握していたが、センター内で共有されず。 要保護児童通告受理に伴い、同日、本児と長女について一時保護開始。  母とともに、父・母方祖父母も同じく詐欺容疑で逮捕された。逮捕後、当時行方不明となっていた本児のいとこ（当時9歳）について、祖母らは「平成15年2月（当時5か月）に亡くなった後、河川敷に埋めた」と供述。（平成25年7月、警察は父母、母方祖母、母方叔母の4人を死体遺棄容疑で書類送検。警察が河川敷を捜索するも遺体は発見されず、平成25年8月、死体遺棄容疑については時効で不起訴となる。）
24.4	長女は児童養護施設、本児は乳児院に施設入所。
24.8	母出所（詐欺罪について、執行猶予の判決）。
24.8	子ども家庭センターが家庭訪問。母は「子どもたちは、自分の生活を立て直してから引き取りたい。」と話す。
24.12	母、施設で本児、長女と初面会。／その後、週1回、施設での定期面会を実施し、段階的な交流を進める。母子関係について特に問題は見られず。
25.1	本児、長女の母宅への外泊開始。その後、母宅への外泊を重ねる。
25.2	子ども家庭センターが母に面接。母は、本児らの引取りについて、自分の体調に不安があると話す。
25.8	父母及び母方祖母、母方叔母4人の死体遺棄容疑について、警察が河川敷を捜索するも遺体は発見されず。死体遺棄容疑については時効のため、不起訴となる。
25.10	子ども家庭センターが母に面接。母は、「最近、体調は良い。父が出所したら一緒に生活する予定。」と話す。また本児らの様子も詳しく話す。
25.11	子ども家庭センターが出所した父に面接。父は「生活が落ち着けば子どもたちを引き取りたい。」と話し、父も引取りたい意向であることを確認。  施設にて、父初面会。父子ともに面会を喜ぶ。面会后、父母宅に外泊。
25.11	松原市に転居。
25.11	子ども家庭センターが松原市の父母宅に家庭訪問し、生活状況確認。母は「長女は父が帰ってきてから嬉しそうにしている。本児はとまどっているのか（外泊時）いつもの食欲は見られなかった。」と話す。
25.12	子ども家庭センターが母に面接。母は、「これからは絶対に家族が離れて生活することがないようにする。」と話す。
25.12	本児、長女、施設退所。父母宅に家庭引取り。 子ども家庭センターは、本家庭に関して、父母の死体遺棄容疑に関する事実関係は明確ではなく、引取りに向けての交流状況も問題がなかったため虐待リスクは無いと判断。松原市要対協への連絡はせず。父母には、相談があればすぐに連絡するよう助言。
26.2	松原市地域保健課は、母から妊娠届受理（妊娠10週、双子＜次女、三女＞）。
26.8	母、次女・三女を出産。
26.10	松原市地域保健課が次女、三女の「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施。その際本児について、母は「他市居住の母方祖父母になつていて、週の半分は預けている。」と話し、本児には会えず。
27.1	次女、三女が4か月児健診受診。父は、本児について、「母と留守番している。」と話す。

年月日	経過
27.2	松原市子ども未来室は、病院から次女について虐待通告受理。 一昨日、次女が別件で受診した際、次女の太ももに線状の熱傷を2か所確認した。父に事情を聞いたところ、「ファンヒーターで熱傷した。別の病院を受診した。」と話したが、疑わしいとの内容。
27.2	松原市子ども未来室に母の保護司と名乗る人物より電話。「市の人が家庭訪問に来たことで、虐待と疑われているのではないかと母が過敏になっている。富田林市在住時、生活保護の不正受給があり、父は実刑、母は保護観察処分になった。保護司である自分は週1回の頻度で関わっている。」との内容(実際にはまだ松原市子ども未来室は家庭訪問に行っていない)。
27.3	松原市子ども未来室が、父が熱傷した時に受診させたと説明した病院に受診状況を確認。「線状のⅡ度の熱傷(※1)。その後の受診はない。特に気になる様子はなく、病院としては虐待という意識はなかった。」と確認。
27.3	松原市要対協実務者会議。 松原市子ども未来室が家庭訪問し、その状況をふまえて、次女を要保護児童として支援するか検討していくことを決定。 ○松原市子ども未来室は、次女に関する通告内容と病院の受診状況について報告。 ○松原市地域保健課は、次女、三女の「こんにちは赤ちゃん訪問」、4か月児健診の様子を報告。 ○子ども家庭センターは、「きょうだいの上の二人に施設入所歴有。」と聞く。(センターに帰所後、施設入所歴等の確認は行わず。)
27.3	松原市子ども未来室が家庭訪問。玄関口で母が対応。母が抱いていた熱傷した次女のみ安全確認。本児については安全確認せず。熱傷について、母は「子4人をかかえる中で余裕がなく、目がいき届いていなかった、反省している。」と話すなど、育児の大変さの訴えがあったため、養育支援訪問事業(※2)を案内する。
27.3	要対協実務者会議(進行管理会議)。次女の熱傷は、父母の不注意による熱傷であると判断し、次女を要保護児童として支援することを決定する。養育支援訪問事業の利用につなげる方針。(長女、本児、三女については、要保護児童の対象とせず。)
27.4	松原市子ども未来室が家庭訪問。母は、養育支援訪問事業について、「祖母が手伝いに来てくれているから。」と、定期的な利用の希望はなし。本児不在で、母は「本児は祖父父母宅に預けている。」と話す。
27.6	要対協実務者会議(進行管理会議)。引き続き、養育支援訪問事業の利用につなげる支援方針を確認。
27.6	松原市子ども未来室が母に電話。養育支援訪問事業について、母は「育児は家族の協力を得ながらできている。」と話し、利用にはつながらず。
27.7~	松原市地域保健課が本児の3歳児健診未受診を把握。父母から松原市地域保健課に対して、健診受診日の変更の電話連絡あり(8月~12月まで計6回受電)。松原市地域保健課は、父母から受診日変更の連絡がなされていることから、受診の意思があるものと判断し、「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン(平成26年11月)」に沿った対応をとらなかった(以降も同じ方針)。
27.9	要対協実務者会議(進行管理会議)。養育支援訪問事業の利用につなぐことができず、次女の継続した安全確認ができていなかったため、松原市子ども未来室がきょうだいの所属機関から家庭に関する情報を集める方針とする。しかし、会議後、長女の所属する小学校から情報はとらなかった。本児については、保育所・幼稚園ともに所属がないことを確認。
27.12	松原市要対協実務者会議(進行管理会議)。長女の所属する小学校に次女に関する情報を確認できていなかったため、松原市子ども未来室が小学校から情報収集を行うことを確認する。(しかし、その後も小学校からの情報収集は実施されないまま、平成28年3月に堺市に転居したことを確認するに至った。)
27.12	父から松原市地域保健課に電話。父は「(本児の3歳児健診について)引っ越しで忙しく12月も行けないため、1月に変更してほしい。」と話す。
27.12	報道によると、この頃に、父が本児を殴り、本児が亡くなった、とされている。
27.12	松原市を転出し、堺市北区に転入。
28.1	松原市子ども未来室児童手当担当は、世帯の転出に伴い、児童手当の消滅届受理。
28.1	松原市地域保健課は、同市子ども未来室に本児の状況確認を再度依頼(12月の実務者会議(進行管理会議)以降、数回依頼していたもの)。子ども未来室は「3月の実務者会議(進行管理会議)で本児の状況確認結果を回答する。」と返答する。

※1 熱傷はその深さにより、Ⅰ度熱傷・Ⅱ度熱傷・Ⅲ度熱傷に分けられ、Ⅱ度熱傷は水泡ができ強い痛みを伴う。

※2 養育支援訪問事業…保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業。市町村児童家庭相談主管課または母子保健主管課が利用の窓口。



年月日	経過
28.1	本児の3歳児健診について、平成27年12月に松原市地域保健課が父から受診変更の連絡を受け設定した1月の受診日も受診せず。
28.3	松原市地域保健課が世帯の転出に気がつき、同市子ども未来室に連絡。
28.3	松原市子ども未来室が堺市に転出していることを確認。母に電話し、堺市への引継ぎについて、母の了承を得る。
28.3	堺市北区子育て支援課が松原市子ども未来室より、次女について引継ぎの連絡を受理。本児について、所在が確認できない等の情報はなかった。同子育て支援課は、次女について、要対協の要保護児童としてあげる。
28.3	松原市地域保健課が母に電話。母は「3人(本児・次女・三女)とも保育所を考えている。本児については3歳児健診未受診だが、何も気になることはない。」と話し、堺市に情報提供することは了承。
28.3	松原市地域保健課が、堺市北保健センターに電話連絡。次女を要保護児童として要対協で支援していたことに加えて、本児の3歳児健診が未受診であることを伝える。
28.4	堺市北保健センターが松原市地域保健課から、次女に関する情報提供文書受理。本児の3歳児健診未受診の情報を確認。 堺市北区子育て支援課が松原市子ども未来室から次女の引継ぎ書類を受理。状況把握及び本児を含むきょうだい全員の安全確認を行う方針とする。また、同子育て支援課と堺市北保健センターが、本児の3歳児健診未受診などの情報を共有し、連携していくことを確認。
28.4	堺市北保健センターが母に電話。母に「本児の3歳児健診の受診勧奨のため、家庭訪問を実施したい。」旨を伝える。
28.4	母から堺市北保健センターに「忙しいため、家庭訪問に対応できない。」旨の電話連絡あり。
28.5	堺市北保健センターから、母へ手紙を送付。
28.5	父から、堺市北保健センターに電話。送付した手紙に関する質問があり、「本児を確認したい」旨を伝えたと、父は「5月末か6月に連れて行く。」と回答。
28.5	堺市要対協実務者会議(調整会議)にて、本児の居所を確認する方針を決定。
28.5	堺市北区子育て支援課は、松原市子ども未来室や子ども家庭センターへ問合せ。本児の施設入所等今までの経緯を確認する。同日、家庭訪問し、本児との面会を求めるが、母は「本児は父方祖父の元で生活している。」と話す。本児を要対協に要保護児童としてあげる。 堺市北保健センターが松原市地域保健課に電話。本児を現認していないこと、予防接種歴がないこと、医療機関受診歴は不明であることを確認。 →子ども家庭センターが平成25年12月(施設退所時)に本児を確認して以降、公的機関は本児を現認していないことが判明。
28.5	堺市北区子育て支援課と堺市子ども相談所が父方祖父宅を訪問したが父方祖父、本児の所在確認できず。
28.5	堺市北区子育て支援課が家庭訪問。母は「(本児に最後に会ったのは)松原市転出の少し前。父が本児を連れて出てから、本児は帰宅していない。」と話す。
28.5	堺市北区子育て支援課と堺市子ども相談所が協議し、本児の安全確認ができていないことについて警察に相談。
28.5	堺市北区子育て支援課が家庭訪問。父が本児を連れてくる予定だったが、父は来ず、本児の安全確認はできなかった。
28.5	堺市北区子育て支援課が5月下旬に2度家庭訪問するが、本児の安全確認はできなかった。
28.6	堺市北区子育て支援課と堺市子ども相談所が家庭訪問するが、母は、「父は本児と父方祖父宅で生活しているが本児に会わせてくれない。」と話す。
28.7	堺市子ども相談所が家庭訪問。母に本児との面会を求めるが、母は「父に役所に電話するよう言っている。」との回答。
28.8	堺市子ども相談所が全国の児童相談所に電話し、本児の取り扱いについて問い合わせ。
28.8	父から、堺市子ども相談所に電話。「本児は知人に預けている。」と話す。 その後も、堺市子ども相談所は出頭要求の通知書を交付するなど、父母に連絡を続けるが、本児の安全確認はできず。
28.10	警察が児童手当の不正受給による詐欺容疑で父母を逮捕。
28.11	警察が父を本児に対する傷害致死容疑で、母を保護責任者遺棄致死容疑で再逮捕。
28.11	警察が父母を死体遺棄容疑で再逮捕。
28.12	大阪地方検察庁が傷害致死罪及び死体遺棄罪で父母を起訴。



## II 検証の目的及び方法

### 1 検証の目的

本検証は、虐待により死亡した児童及び家族の状況や、児童が死亡に至った経緯、関係機関の関与状況等について事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行うものであり、関係者の処罰を目的としない。

### 2 検証の方法

本事案の検証にあたっては、以下の資料確認及びヒアリング等を実施し、具体的かつ詳細な事実確認を行った。

- ・子ども家庭センター、富田林市、松原市、堺市の本事案に関する対応及び支援経過、各機関の組織体制、要保護児童対策地域協議会の運営状況等の資料確認
- ・子ども家庭センター職員へのヒアリング
- ・松原市及び堺市の職員へのヒアリング
- ・きょうだいを出産した病院職員へのヒアリング

上記の事実確認を踏まえ、子ども家庭センター及び市等関係機関の対応の課題・問題点を整理した。

ただし、本事案については、逮捕・起訴された父母の刑事裁判が開始されていないことから状況等情報収集の限界があり、現時点での検証結果であることをご了解いただきたい。

### Ⅲ 対応上の問題点・課題

#### 1 施設入所中における子ども家庭センターの調査及びアセスメントについて

○子ども家庭センターは支援開始にあたり、要保護児童対策地域協議会における関わりなどの重要な情報を確認するべきではなかったか

- ・平成 23 年 3 月、富田林市子育て支援課は長女について虐待通告を受理。富田林市要保護児童対策地域協議会における要保護児童として、関係機関が連携して支援し、平成 24 年 3 月、長女について問題のない状況が継続していたため支援終結とした。この間、子ども家庭センターは、富田林市要保護児童対策地域協議会の実務者会議に出席し、この経過を把握していた。
- ・翌月の平成 24 年 4 月、子ども家庭センターは母が詐欺容疑で逮捕されたことに伴い、本児と長女を一時保護の後、施設入所措置とした。この時、子ども家庭センター内で、前月まで富田林市において、長女を要保護児童として支援していたことについて情報共有されなかった。また、富田林市要保護児童対策地域協議会や富田林市子育て支援課による支援経過について、富田林市に確認しなかったため、その事実を把握しないまま、支援が開始された。
- ・子ども家庭センターは、母が逮捕されたことに伴う養育困難が主訴であったとしても、要保護児童対策地域協議会における関わりなどの重要な情報については確認した上で、支援を開始するべきではなかったか。

○本児のいとこの事件について、父母や親族への調査が必要ではなかったか

- ・平成 24 年 4 月、母は、詐欺容疑で逮捕された後、同じく詐欺容疑で逮捕された父とともに、当時行方不明となっていた本児のいとこの死体遺棄容疑がかけられた。しかし、いとこの遺体は発見されず、死体遺棄事件の全容、特に父母の死体遺棄事件への関与について、事実を把握できなかった。そのため、子ども家庭センターは、父母と、本児と長女との交流状況に問題がなかったことから、平成 25 年 12 月、家庭引取りとした。
- ・子ども家庭センターは、父母及び同様の容疑をかけられていた親族への聞き取り等を行い、可能な限り、事件への関与や自身の行為についてどう捉えているか等について調査するべきではなかったか。

○家庭引取りにあたって家族全体のアセスメントが不十分だったのではないか

- ・子ども家庭センターは、家庭引取りを進めるにあたって、アセスメントに必要な父母の生育歴、家族関係、生活状況等を調査すべきであった。本児のいとこの事件や、本児の出生時期に夫婦関係が不安定な状況にあったことなどを考えると、父母の生育歴や家族関係、生活状況等家族全体の状況を把握し、アセスメントを行った上で、本児らの家庭引取り時期を検討するべきではなかったか。
- ・また、調査を行っても本児のいとこの事件の父母の関与状況等の把握が難しければ、本児らの引取りの判断を慎重に進めるべきであった。

#### 2 施設退所時における子ども家庭センターのアセスメントと家庭引取り後の支援体制構築について

○施設退所時に松原市要保護児童対策地域協議会に支援経過を伝え、家庭引取り後の支援体制を整える必要があったのではないか

- ・子ども家庭センターは、本児と長女について、平成 25 年 12 月、施設退所、家庭引取りとしている。家庭引取りの時点で、子ども家庭センターは、長女について、施設入所前の平成 23 年 3 月に富田林子

育て支援課が虐待通告を受理し、富田林市要保護児童対策地域協議会において平成 24 年 3 月まで要保護児童として支援されていた事実を担当課が把握していなかったことや、施設入所中の本児・長女と、父母との交流状況（面会、外泊時における様子、親子関係）に問題がなかったことから、虐待リスクがないと判断し、松原市要保護児童対策地域協議会に連絡しなかった。また、家庭引取り後は、困ったことがあれば母から相談があると考え、本家庭へのアフターフォローのための支援はしていなかった。

- ・しかし、施設入所前に長女が要保護児童として支援されていた経過があり、本児のいこの事件への父母の関与がなかったことが明らかになっていない状況から判断すると、子ども家庭センターは、松原市要保護児童対策地域協議会に子ども家庭センターにおける支援経過を伝え、家庭引取り後の支援体制を整えるべきであり、本家庭に対して、積極的な支援を継続すべきであったと言える。

### 3 妊娠期からの支援について

#### ○多子の上、多胎児を妊娠しており、育児負担が大きくなると予想される家庭に対し、母子保健機関と医療機関は連携して支援するべきではなかったか

- ・松原市地域保健課は、平成 26 年 2 月、次女・三女の妊娠届出を受理し、出産予定の医療機関を把握しているが、母に家族状況や育児の支援者等を確認した上で、必要に応じて医療機関に状況を確認するなどの対応を行っていなかった。また、母が妊婦健診に通っていた医療機関は、母の言動に気になる点などはあったが養育にたちまち影響を与えるほどの問題ではないと捉え、松原市地域保健課に連絡しなかった。
- ・しかし、松原市地域保健課と医療機関は、多子（本児 2 歳・長女 5 歳）の上、多胎児を妊娠しており、育児負担が大きくなると予想される家庭と捉え、積極的に情報共有し、連携して支援を行うべきであった。
- ・松原市地域保健課は、情報収集の中で懸念される点があれば、松原市子ども未来室と協力して調査を行うことにより、本児や長女が入所した経過や、保護者の生活状況等が把握できた可能性がある。また、要保護児童対策地域協議会において、母について特定妊婦と捉え、家族全体の状況を把握し、アセスメントの上、支援を進めることができているならば、その後の経過が変わった可能性がある。

### 4 「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン」※に沿った対応について

※「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン」（大阪府、平成 26 年 11 月）

#### ○乳幼児健康診査が未受診である場合、家庭訪問等による児童の安全確認や家庭の状況把握を行うべきではなかったか

- ・本児の 3 歳児健診は平成 27 年 7 月に予定されていたが、平成 28 年 3 月に松原市地域保健課が、本世帯が堺市へ転居したことを把握するまでの 8 か月間、未受診が続いた。しかし、松原市地域保健課は、父母から健診受診日変更の電話連絡があったため、「受ける意思がある」として、「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に沿って「未受診把握期間」にすべき対応を開始しなかった。
- ・ガイドラインは、具体的に、初めに受診が予定されていた日以降、期間別に対応を示しており、「受ける意思がある」として受診日変更の対応を行う「受診促し期間」は、1 か月以内を目標（最長でも 2 か月以内）としている。それ以降は理由を問わず「未受診把握期間」としての対応を開始し、児童の現認等の対応を進めなければならないと示している。また、「繰り返し受診日を変更する場合は、虐待の可能性のあることを念頭において対応する。」「保護者と連絡が取れた場合であっても、未受診理由に関

わらず、児童の安全確認のため現認を行う。」「保護者と連絡が取れても現認できない場合は、家庭訪問による居住実態の把握を行う。」と示している。

- ・そのため、本児の場合、ガイドラインに沿って、虐待の可能性があることを念頭におき、父母から受診日変更の連絡が入っていたとしても、本児の安全確認及び養育状況を確認するため、家庭訪問等の対応を行うべきであった。また、本児が現認できない場合は、本児の不在の理由として母が「祖父母宅に預けている」と説明していたため、要保護児童対策地域協議会に報告して、松原市子ども未来室と連携の上、母方祖父母宅を訪問するなどして、本児が安全に養育されているかの確認をすべきであった。

## 5 次女の熱傷の通告対応及び安全確認について

### ○虐待通告受理後、医療機関等からの詳細な調査等の対応が必要ではなかったか

- ・松原市子ども未来室は、平成 27 年 2 月、医療機関より次女の熱傷に関する虐待通告を受理している。当該熱傷に関しては、通告した医療機関より先に、別の医療機関が熱傷の診察をしている。松原市子ども未来室は、次女を診察した医療機関と連絡調整の上、通告受理の 6 日後に訪問し、主治医から聞き取り調査を行い、受診状況を確認しているが、通告した医療機関については、主治医等直接対応したスタッフからの聞き取り等の調査を実施していなかった。通告内容は、乳児（当時 6 か月）の熱傷であり、熱傷の状況、父母の説明、受傷した現場の確認等を行い、慎重に原因を調査すべきであった。
- ・また、通告を受理した 3 週間後に家庭訪問し、母から受傷について事情を聞いているが、父からは話を聞いておらず、受傷した現場の確認を行っていない。その結果、事故か虐待かについて、市の調査では明らかにされなかった。市が調査した結果、受傷原因がはっきりしない場合は、子ども家庭センターに送致して、法医学鑑定の実施を依頼するなど、子どもの安全確保に向けて、徹底した対応をとるべきであったと考える。
- ・なお、乳児について虐待通告を受理した場合は、月齢に応じて育児場面でどのような事故が考えられるか、事故であったとしてもどのような予防教育が有効であるか、保健師の専門知識が必要とされることも多いことから、松原市子ども未来室は、松原市地域保健課と連携しながら、対応を進めるべきではなかったか。

### ○虐待通告受理後、速やかにきょうだいも含めた安全確認を実施すべきではなかったか

- ・松原市子ども未来室は、虐待通告を受理した 3 週間後に家庭訪問し、次女の安全確認を行っているが、きょうだいの安全確認は行っていない。虐待通告を受理した子どもにきょうだいがいる場合は、国の「子ども虐待対応の手引き」\*において、原則きょうだいも含めて安全確認を行うこととなっているが、実施しなかった。
- ・また、その後の家庭訪問において、本児を祖父母宅に預けていると母から聞き、本児が不在であることは把握していたが、本児の安全確認、養育状況の確認等の対応は行わなかった。
- ・次女の熱傷に関する虐待通告受理を機に、きょうだいの安全確認を行い、本児の安全確認、養育状況の把握ができていれば、本事案のその後の経過が違った可能性がある。

※「子ども虐待対応の手引き」（平成 25 年 8 月改訂版、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課通知）

## 6 要保護児童対策地域協議会におけるアセスメントや支援について

### ○要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議にて、家族全体のアセスメントや支援プランを立てることが必要ではなかったか

- ・平成27年2月、松原市子ども未来室が次女の熱傷に関する虐待通告を受理した後、同年3月に松原市要保護児童対策地域協議会において、次女を「要保護児童」として支援すべきかについて議論されている。しかし、その議論は、実務者会議において多数の事例を検討する中の一事例としての検討であった。
- ・乳児（6か月）の熱傷に関する虐待通告であること、また、きょうだいの施設入所歴等の情報があることからすれば、虐待リスクの高いケースとして、福祉・保健・医療機関が参加する個別ケース検討会議を開催すべきであった。きょうだいも含めた健診状況や通告歴、父母が本児のいとこの死体遺棄事件に関与した疑いがあったこと、本児及び長女の施設入所の経過等の情報を共有し、家族全体のアセスメントや支援プランを立てることが必要であった。家族全体のアセスメントにより、きょうだいを含めた安全確認、養育状況の把握の必要性を確認した上で支援していれば、その後の展開が違ったのではないか。

### ○被虐待児のきょうだいについても要保護児童対策地域協議会における要保護児童として支援すべきではなかったか

- ・平成27年3月、松原市要保護児童対策地域協議会において、次女を要保護児童として支援することを決定しているが、対象は次女のみであった。この時点では、家庭における養育状況やきょうだいについて未確認の情報も多く、きょうだい全員を要保護児童とし、関係機関による連携した支援を開始すべきではなかったか。
- ・また、本児が要保護児童として支援の対象となっていれば、3歳児健診未受診について要保護児童対策地域協議会において、より焦点があてられ、本児の現認が長期間できていないことに関係機関が気付き、現認や養育状況の把握の必要性が確認された可能性がある。

### ○要保護児童対策地域協議会における要保護児童について定期的な安全確認及び状況の把握が必要ではなかったか

- ・平成27年3月、次女が要保護児童対策地域協議会における要保護児童として支援対象となっているが、平成27年4月以降、長期間安全確認ができていない状態が続き、平成28年3月に堺市への転居を把握するに至っている。また、本児の3歳児健診未受診については、要保護児童対策地域協議会実務者会議で報告されており、実務者会議では松原市子ども未来室が本児の状況を確認することとなっていた。小学校に通学する長女からの聞き取りなど状況把握の方法はあったと思われるが、要保護児童として支援対象となっている次女や、きょうだいである本児の状況確認のための対応はとっていなかった。
- ・上記のとおり、要保護児童として支援している次女について、定期的な安全確認が実施できていないだけでなく、関係機関からの情報等に基づく家族全体の状況把握やアセスメントが実施できていない状況が続いていた。
- ・要保護児童について、虐待の再発の可能性や支援の必要性に応じ、定期的に安全確認と家族全体の把握をしなければならないという視点が乏しかったのではないか。その結果、父母は、関係機関による見守り支援を受けているという意識を持つことができず、父母の養育方法について問題意識を持つことができなかつたのではないか。（この間の平成27年12月、父が本児を殴り、亡くなったと報道されている。）

## 7 情報収集及びアセスメントのあり方について

○子ども家庭センター及び松原市は、父母の話をそのまま受け取るのではなく、客観的な事実等を詳細に把握するべきではなかったか

- ・子ども家庭センターは、本児及び長女の施設入所に関する支援経過の中で、母から、戸籍上の手続きを進めると聞いているが、実際その対応は進んでいなかった。
- ・松原市子ども未来室は、家庭訪問時に、母から本児不在の理由として「祖父母宅に預けている。」と聞いており、また、松原市地域保健課は、本児の3歳児健診の日程変更の理由として、父母から様々な理由を聞いているが、いずれも本児の養育についてどのような状況であったかは確認されていない。
- ・このように、子ども家庭センター及び松原市は、父母の話をそのまま受け取り、必要な確認ができていなかった。

○父母の話や関係機関が把握している情報をふまえ、子どもそれぞれの状況や家庭全体のアセスメントをするべきではなかったか

- ・本児は、末っ子で母に甘えられる状況から、双子の妹（次女・三女）ができ、淋しい思いをしていた上に、母の説明によれば、双子は母の手元で育てられ、本児だけ祖父母宅に預けられていたという状況となる。そのことについて、本児の立場に立ち、見方を変えれば、3歳の本児にはとてもつらい状況ではないか、なぜ母はそのような状況に本児を追い込むのか等、疑問点が見えたのではないかと。そうした疑問点をもとに、子どもそれぞれの状況や家庭全体のアセスメントができていれば、本児及び家族に対する必要な支援プランを検討し、実施できた可能性がある。

## 8 「所属」がない子どもへの支援について

○要保護児童がいる家庭で「所属」がない児童がいる場合、児童の状況を把握するために父母との話し合いを実施すべきではなかったか

- ・平成27年3月、次女が要保護児童として支援されることとなったが、きょうだいである本児は「所属」がない状態であった。4歳児、5歳児のうち、保育所や幼稚園等を利用していない「所属」がない子どもの割合は非常に低いとの調査結果\*がある。次女が要保護児童として支援されることとなった頃、本児は3歳であったが、4歳で幼稚園や保育園への入園を考えているかについて父母と話していれば、その話題から本児が家庭で養育されているのか、父母が養育についてどのように考えているのかが明らかになった可能性がある。
- ・また、本児については3歳児健診未受診が続いており、「所属」がないことも合わせると、リスクが高いと捉え、早急に安全確認の必要性を認識するべきであった。

※「奈良県児童虐待対策検討会検討結果報告書（平成23年6月）」就学前未所属児童実態調査結果より

## IV 再発防止に向けた取組 ～具体的な方策～

### 1 子どもと家庭への支援のための情報共有と家族全体のアセスメントについて

#### (1) 子ども家庭センター内における情報共有の徹底

- ・今回の事案では、富田林市要保護児童対策地域協議会の実務者会議に出席していた担当者が属する課と、施設入所及びその後の支援を担当した課が異なり、長女が施設入所となる前月まで要保護児童として関係機関が支援していたことを把握しないまま、支援を開始した。その後も、その事実は把握されないまま施設退所、家庭引取りに至っている。担当課が異なっても、支援方針に関わる可能性がある重要な情報については、子ども家庭センター内における情報共有を徹底すべきである。

#### (2) 子ども家庭センター及び市町村要保護児童対策地域協議会間の情報共有のシステム化

- ・子どもと家庭への支援を要する問題は、ある日突然起こるわけではなく、それまでの経過の積み重ねにより起こっていることが多い。そのため、「保護者の逮捕により養育者が不在」等、支援を要する状態を確認した時は、子どもと家庭に起きた問題の改善に向けた支援プランを検討するため、要保護児童対策地域協議会における関わり等、アセスメントに必要な情報を集約すべきである。
- ・また、本事案のように、要保護児童対策地域協議会としての支援が終結した後に問題が起きる場合もあり、過去の支援経過を含めて情報を集約した上で、関係機関が共同でアセスメントし、支援方針を検討することが必要である。
- ・要保護児童対策地域協議会は、要保護児童だけでなく要支援児童及び特定妊婦も対象とし、関係機関が連携して支援しており、過去の関わり経過も含めれば、対象数は非常に多い。そのため、支援方針の検討に必要な情報を子ども家庭センターと要保護児童対策地域協議会との間で共有できるようなシステムを構築することが望ましい。

#### (3) 警察・検察との情報共有

- ・保護者が関わった事件が不起訴になったとしても、保護者が事件に関与していなかったとはいきれない場合も多い。子ども家庭センターは、保護者がどのように事件に関わっていたのか、その背景や事情を含め把握した上で、子どもと家庭への支援方針を立てる必要がある。全国で発生した過去の事件等をふまえ、国の通知※をもとに、大阪府においても警察や検察との情報共有の取組みは進められているが、子ども家庭センターがアセスメント及び支援する際に必要な情報を確実に得られるよう、一層取組みを促進することが望まれる。

※「児童相談所との連携の充実について」（平成 26 年 6 月 26 日付、法務省刑事局刑事課長事務連絡）

「児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底について」（平成 28 年 4 月 1 日付、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

「児童虐待への対応における関係機関との情報共有等の徹底について」（平成 28 年 4 月 1 日付、警察庁生活安全局少年課長等通知）

#### (4) 家庭引取りにあたっての家族全体のアセスメント

- ・施設入所中の子どもの家庭引取りを検討するにあたっては、引取り後に一緒に生活する親子の関係や子どもを含めた生活環境に課題がないか、また、家庭引取り後にどのような支援が必要かについて把握する必要がある。具体的には、保護者の生育歴や、子どもの施設入所に至るまでの養育状況、生活状況等を把握し、家族全体のアセスメントを行うことが必要である。特に、本事案のように、刑事事件への関与が疑われる場合や子どもの出生時期に夫婦関係が不安定であった可能性など虐待リスクに関する情報については、特に詳しく経過や状況を把握する必要がある。



## 2 施設退所時における要保護児童対策地域協議会による支援体制の構築について

- ・子どもが施設入所中の限られた期間における面会や外泊等による親子の交流状況と、引取り後の親子の状況は異なるため、施設を退所し家庭引取りとなった後で、新たに支援を要する事態が発生することも多い。そのため、施設を退所し、家庭引取りとなる前に、子ども家庭センターは、要保護児童対策地域協議会において関係機関に支援経過を伝え、支援体制の構築に向けて協議する必要がある。
- ・本事案のように、保護者に死体遺棄など事件への関与の可能性が考えられる場合は、施設退所前に、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議を開催し、関係機関が共同でアセスメントの上、家庭引取りのリスクを慎重に判断し、支援体制を構築する必要がある。その際、施設退所後6か月間<sup>※</sup>は子ども家庭センターがそれまでの経過をふまえて、主担当として支援を担う必要がある。

※「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」（平成20年3月14日付、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」の別添）

→(4)家庭復帰後の保護者援助 [1] 保護者援助によって児童虐待のリスクが通減して家庭復帰ができたとしても、当面の期間は、当該家庭の状況の変化を即座に把握し、対応するために継続した援助を続けることが必要であり、一定期間（少なくとも6か月間程度）は、児童福祉司指導措置等又は継続指導を採るものとする。

## 3 多子、多胎児等支援を要する家庭への、市町村母子保健主管課と医療機関の積極的な連携による支援について

- ・妊娠届出を受理する際は、妊婦及びその家庭が支援を要する状態にあるかを把握する大切な機会である。本家庭のように、多子（本児2歳・長女5歳）、多胎児を妊娠している場合は、市町村母子保健主管課は妊娠届出時に保健師等の専門職による面接を行い、丁寧に妊娠の経過や家庭の状況を把握し、アセスメントの上、医療機関と連携し、積極的に情報収集と共有を行い、支援するべきである。また、アセスメント結果をふまえて、市町村児童家庭相談主管課とも連携の上、子育て支援サービスの利用につなぎ、育児負担の軽減、継続的な見守り支援を行っていくことも有効である。
- ・一方、様々な困難な症例に対応してきている医療機関であっても、多子、多胎児等支援を要する家庭の場合は、市町村母子保健主管課等関係機関と連携して支援を進めるべきである。医療機関だけでは把握できない過去の経過や家庭の状況等の情報を確認した上で、医療機関としての支援を検討するとともに、関係機関と連携して妊婦や家庭への支援を行っていくことが重要である。

## 4 「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン」に沿った対応の徹底について

- ・乳幼児健診未受診に伴い、保護者から受診日変更の連絡が入っている場合、市町村母子保健主管課が「事情や都合があり未受診が続いているが、子どもの状態は問題がないのではないか」という思い込みのもと対応方針を決定することは、子どもの現認や家庭の状況把握が遅れることにつながり、リスクが高まる。
- ・そのため、どのような経過や印象があったとしても、客観的な事実のみを捉え、ガイドラインに沿って、「繰り返し受診日を変更する場合は、虐待の可能性のあることを念頭において対応する。」「保護者と連絡が取れた場合であっても、未受診理由に関わらず児の安全確認のため現認を行う。」「保護者と連絡が取れても現認できない場合は、家庭訪問による居住実態の把握を行う。」など、以上のことを徹底すべきである。

## 5 医療機関からの虐待通告受理後の対応ときょうだいを含めた速やかな安全確認について

### (1) 医療機関から虐待通告を受理した場合の対応について

- ・市町村児童家庭相談主管課が医療機関から虐待通告を受理した場合は、子ども家庭センター等と情報共有した上で、当該医療機関に出向き、主治医だけでなく看護師、ソーシャルワーカーなどから直接聞き取りを行い、受傷や診察時の状況などの具体的な状況を把握する必要がある。
- ・また、受傷原因を特定するため、保護者から直接事情を聞き、保護者の説明に基づき、受傷した現場を確認することも重要である。本事案のように、乳児の熱傷に関する通告など重篤な虐待リスクを考慮すべき場合は、子ども家庭センターと情報共有し、対応方針を協議した上で、速やかにかつ適切な対応により、子どもの安全確保を確実に行う必要がある。
- ・なお、調査の結果、受傷原因が事故か虐待かはっきりしない場合は、積極的に法医学鑑定を実施するなど、子どもの安全確保に向けた対応をとるべきである。
- ・また、乳児の事案の場合は、必要に応じて、積極的に市町村母子保健主管課とも情報共有し、保健師と連携した対応を進めていくことも有効である。

### (2) 虐待通告受理後の速やかな安全確認の実施について

- ・国の「子ども虐待対応の手引き」に基づき、虐待通告を受理した場合は、48時間以内に子どもの安全確認を行い、虐待通告を受理した子どもにきょうだいがいる場合は、きょうだいも含めて安全確認を行うことを徹底すべきである。特に、当時6か月の乳児が熱傷を負ったという本事案のように、重篤な虐待リスクがある場合は、同じ家庭で養育されているきょうだいを含め、速やかに直接目視する安全確認を行うことを徹底すべきである。

## 6 要保護児童対策地域協議会の支援と体制強化について

### (1) 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議を定期的開催し、共同アセスメントや支援プランの見直しを行うこと

- ・本家庭については、平成27年3月から12月までの間に、松原市要保護児童対策地域協議会において、合計5回支援が検討されているが、いずれも多数の事例を検討中の一事案であった。本家庭のように、虐待リスクが高く、医療機関の関わりがあるケースについては、福祉・保健・医療機関が参加する個別ケース検討会議を開催し、関係機関による共同のアセスメントを実施し、支援プランを検討すべきである。
- ・また、家族の状況が把握でき、継続的な支援が定着するまでは、定期的に個別ケース検討会議を開催し、関係機関が把握した情報の共有や、状況の変化をふまえた再アセスメントを行い、支援プランの見直しを行うことが必要である。

### (2) 要保護児童対策地域協議会においてきょうだいも含めて要保護児童として支援すること

- ・要保護児童対策地域協議会において、乳児を要保護児童として支援する場合、きょうだいが高校生など年齢が高く関係機関による支援の必要性が低い場合を除き、きょうだいも要保護児童として支援を開始することが必要である。

### (3) 要保護児童対策地域協議会における要保護児童の定期的な安全確認、状況把握を行うこと

- ・要保護児童対策地域協議会における要保護児童は、関係機関による支援や見守りが継続的に必要な児童であり、家庭の状況を具体的に把握し、関係機関が共同でアセスメントし、支援を継続しなければなら

らない。そのため、要保護児童の定期的な安全確認と家庭の状況把握の頻度について事例の状況に応じ、関係機関が共同で検討する必要がある。要保護児童にかかわる関係機関は、「定期的な安全確認や状況把握、支援を行っていないければ、把握できていない間に事態が悪化するかもしれない。」という危機意識を持って一人ひとりの要保護児童への支援を検討しなければならない。

- ・特に、虐待リスクが高く、所属のない在宅の乳幼児の要保護児童については、関係機関が役割分担し、定期的に家庭訪問を行う等の方法により安全確認と家庭の状況把握を行い、状況の変化があれば、速やかに支援プランの見直しを進める必要がある。また、本児のように、長期間現認できない状態が続いている場合は、すぐに子ども家庭センターや警察と連携し、安全確認のための対応を行うべきである。

#### (4) 要保護児童対策地域協議会の体制強化について

- ・平成21年4月施行の改正児童福祉法により、要保護児童対策地域協議会の対象は要保護児童とその保護者に加えて、要支援児童やその保護者、特定妊婦に拡大された。また、要保護児童対策調整機関（以下、「調整機関」という。）である市町村児童家庭相談主管課が対応する児童虐待相談対応件数は年々増加<sup>\*</sup>しており、調整機関の職員は児童虐待相談に対応しながら、調整機関としての調整等も行っている状況である。また、市町村児童家庭相談主管課及び大阪府子ども家庭センターの児童虐待相談対応件数の増加<sup>\*</sup>に伴い、要保護児童等、要保護児童対策地域協議会における支援児童も増加傾向が続いている。
- ・要保護児童対策地域協議会では、要保護児童の状況等を確認し、再アセスメントの上、支援プランの見直しについて検討する実務者会議を定期的に開催している。しかし、児童虐待相談対応件数や要保護児童対策地域協議会の対象児童の増加により、調整機関は実務者会議に向けた十分な準備時間の確保が難しく、実務者会議における1件1件の検討時間も短くなっている実状がある。
- ・そのため、府は、国において要保護児童対策調整機関の専門職等の配置基準を定めるよう要望するとともに、市町村において児童福祉の研究者、弁護士、医師など外部の専門家を要保護児童対策地域協議会のアドバイザーとするなどの体制強化を図る必要がある。

<sup>\*</sup>大阪府内41市町村(大阪市、堺市除く)の児童虐待相談対応件数 平成26年度 10,377件、平成27年度 11,624件  
大阪府子ども家庭センター(6か所)の児童虐待相談対応件数 平成26年度 7,874件、平成27年度 10,427件

## 7 客観的な事実の把握のもとに関係機関による多角的なアセスメントを実施することについて

- ・児童相談を含む福祉分野の援助技術の基本は、対象者に受容的に関わり、信頼関係を築くことである。しかし、児童虐待対応においては、受容的に関わる一方で、客観的な事実を把握することも必要である。具体的には、保護者の話す内容が家庭や子どもの状況の全てを表しているとは捉えるのではなく、客観的な事実を把握し、突き合わせる作業が重要である。関係機関が持つ情報を要保護児童対策地域協議会において共有し重ねあわせ、関係機関が共同でアセスメントを実施することにより、支援を必要とする状態を把握する。この共同アセスメントの段階では、支援にあたっての役割分担に左右されることなく、それぞれの機関が持つ専門性に基づいた多角的なアセスメントにより、正確に状態を把握していくことが重要である。
- ・また、保護者との面接等において保護者の話をそのまま捉えるのではなく、客観的な事実を把握し、アセスメントができるよう、関係機関職員はロールプレイ等の実践的な研修の機会が繰り返し保障されるべきである。
- ・保護者が刑事事件に関与した経過があり、保護司が関与している場合は、客観的な事実を把握するため、要保護児童対策地域協議会において保護司に協力を求めることも有効である。

## 8 「所属」がない子どもへの支援について

- ・要保護児童のいる家庭で、「所属」がない子どもがいる場合は、継続的な現認や養育状況を把握する方法を検討、実施しなければならない。
- ・特に、4歳児、5歳児で「所属」がない子どもがいる場合は、早期に家庭の状況や「所属」がないことに関する事情や、家族の考え等を把握し、必要な支援を実施すべきである。
- ・また「所属」がない代わりに、祖父母が養育している等の理由を保護者が述べた場合は、実際にその状況を確認しなければならない。

## V 国への提言

### 1 都道府県内の児童相談所及び市町村児童家庭相談主管課における児童虐待相談歴や、要保護児童対策地域協議会における対応経過を共有する仕組みづくり

本事案においては、過去の子ども家庭センター（児童相談所）及び市町村児童家庭相談主管課における児童虐待相談歴、要保護児童対策地域協議会における対応経過について、子ども家庭センターにおける施設入所後の支援担当課や転居後の地域の要保護児童対策地域協議会が把握しないまま対応が進み、必要な支援を実施できなかったことが事案発生の一因になったと考えられる。

### 2 都道府県内の児童相談所と警察との情報共有を進めるための仕組みづくり

本事案においては、父母が本児のいこの死体遺棄事件について不起訴となり、子ども家庭センターは父母の事件への関与の有無やその内容を確認できなかった。保護者の死体遺棄事件への関与といった、子どもの安全確保に関わる重要な情報は、児童相談所と警察・検察の間で情報共有の必要がある。

不起訴事案について、検察と子ども家庭センター間で一定の情報共有を行うことは、平成 26 年 6 月の法務省の通知以降取組みが進んでいる。しかし、児童相談所と警察との情報共有については、必要に応じて取り組まれているが、それぞれの取扱い件数が非常に多く、情報共有に相当なマンパワーが必要な実状がある。

以上から、本事案の検証の結果、以下について国の取り組みを求めるものである。

#### 【国への提言内容】

国において、都道府県内の児童相談所及び市町村児童家庭相談主管課の児童虐待相談歴や要保護児童対策地域協議会の対応経過を共有できるシステムの導入、都道府県内の児童相談所と警察との情報共有を一層進めるためのシステムの導入を検討されたい。また、それぞれのシステム導入の前提として、児童虐待防止にかかる情報共有の適正運用にかかる法整備やシステムへのアクセス権限、セキュリティレベル、データの保存期限などの基準の設定について検討されたい。

## VI 参考資料

### 1 大阪府富田林子ども家庭センター体制資料

※子ども家庭センターが本事案に主に関わった平成 24 年度、平成 25 年度の体制を示す。

#### 【平成 24 年度】

1 所属組織体制（平成 24 年度 平成 24 年 4 月 1 日）	<u>全 33 人</u>
所長	<u>1 人</u>
⇒ 次長兼虐待対応課長（児童福祉司）	1 人
総括主査（児童福祉司）	1 人
主査（児童福祉司）	1 人
技師（児童福祉司）	4 人
合計	<u>7 人</u>
⇒ 地域相談課長（児童福祉司）	1 人
課長補佐（児童心理司）	1 人
総括主査（児童福祉司）	1 人
主査（児童福祉司）	1 人
主査（児童心理司）	1 人
副主査（児童福祉司）	1 人
副主査（児童心理司）	2 人
技師（児童福祉司）	5 人
技師（児童心理司）	1 人（※虐待対応課兼務）
合計	<u>14 人</u>
⇒ 企画調整課長（行政）	1 人
総括主査（児童福祉司）	1 人
主査（行政）	1 人
副主査（行政）	2 人
副主査（児童福祉司）	1 人
副主査（技能員）	1 人
合計	<u>7 人</u>
⇒ 生活福祉課長（社会福祉主事）	1 人
主査（社会福祉主事）	2 人
技師（社会福祉主事）	1 人
合計	<u>4 人</u>

2 虐待対応の件数等（平成 24 年度）

(1) 対応別件数

対応	件数
児童福祉施設入所	4 1
里親委託	3
面接指導	7 5 0
その他	2 0
合計	8 1 4

(2) 虐待相談対応における一時保護件数

一時保護所	委託一時保護	一時保護計	うち職権保護
5 4	8 3	1 3 7	1 2 3

(3) 立入調査・警察への援助要請

対応	件数
立入調査	5
警察への援助要請	5

(4) 法的対応

児童福祉法第 28 条請求件数	承認件数（年度を超えての承認含む）
（内更新） 6（0）	（内更新） 4（0）
親権停止請求件数	承認件数
0	0



【平成 25 年度】

1 所属組織体制（平成 25 年度 平成 25 年 4 月 1 日） 全 34 人

所長 1 人

⇒ 次長兼虐待対応課長（児童福祉司） 1 人

総括主査（児童福祉司） 1 人

副主査（児童福祉司） 1 人

技師（児童福祉司） 5 人

合計 8 人

⇒ 地域相談課長（児童福祉司） 1 人

総括主査（児童心理司） 1 人

総括主査（児童福祉司） 1 人

副主査（児童福祉司） 2 人

副主査（児童心理司） 2 人

技師（児童福祉司） 5 人

技師（児童心理司） 2 人（※うち虐待対応課兼務 1 人）

合計 14 人

⇒ 企画調整課長（行政） 1 人

総括主査（児童福祉司） 1 人

主査（行政） 1 人

主査（児童福祉司） 1 人

副主査（行政） 2 人

副主査（技能員） 1 人

合計 7 人

⇒ 生活福祉課長（社会福祉主事） 1 人

総括主査（社会福祉主事） 1 人

副主査（社会福祉主事） 1 人

技師（社会福祉主事） 1 人

合計 4 人

2 虐待対応の件数等（平成 25 年度）

(1) 対応別件数

対応	件数
児童福祉施設入所	35
里親委託	2
面接指導	801
その他	29
合計	867

(2) 虐待相談対応における一時保護件数

一時保護所	委託一時保護	一時保護計	うち職権保護
66	74	140	126

(3) 立入調査・警察への援助要請

対応	件数
立入調査	2
警察への援助要請	2

(4) 法的対応

児童福祉法第 28 条請求件数	承認件数（年度を超えての承認含む）
（内更新） 5（0）	（内更新） 4（0）
親権停止請求件数	承認件数
0	0

## 【平成 28 年度体制】

※平成 28 年度から初期アセスメントを強化する体制に組織再編

1 所属組織体制（平成 28 年度 平成 28 年 4 月 1 日）	<u>全 36 人</u>
所長	<u>1 人</u>
⇒ 次長兼相談対応課長（児童福祉司）	1 人
総括主査（児童福祉司）	2 人
主査（児童心理司）	1 人
副主査（児童福祉司）	2 人
技師（児童福祉司）	6 人
技師（児童心理司）	2 人
	<u>合計 14 人</u>
⇒ 育成支援課長（児童福祉司）	1 人
総括主査（児童福祉司）	1 人
総括主査（児童心理司）	1 人
主査（児童福祉司）	1 人
副主査（児童心理司）	1 人
技師（児童福祉司）	5 人
技師（児童心理司）	1 人
	<u>合計 11 人</u>
⇒ 企画調整課長（行政）	1 人
総括主査（行政）	1 人
総括主査（児童福祉司）	1 人
副主査（行政）	1 人
副主査（技能員）	1 人
主事（行政）	1 人
	<u>合計 6 人</u>
⇒ 生活福祉課長（社会福祉主事）	1 人
総括主査（社会福祉主事）	1 人
副主査（社会福祉主事）	1 人
技師（社会福祉主事）	1 人
	<u>合計 4 人</u>

## 2 松原市要保護児童対策地域協議会体制資料

※松原市要保護児童対策地域協議会が主に関わった平成 26 年度、平成 27 年度の体制を示す。

【平成 26 年度】

### 1 基本情報

	所属名	福祉部子ども未来室
1	家庭児童相談室との関係	同一所属に設置
2	職員数	4 人
	うち専門職員（※1）の数	4 人
	うち常勤/非常勤の数	常勤 4 人
	うち虐待問題部会専任の数	専任 2 人
	うち SV の数および役職	1 人（係長）
3	台帳登録数（※2）	1 9 4 人
	特定妊婦 [H26 年度中の支援人数]	1 人 [6 人] ※4
	要支援児童	2 3 人 ※4
	要保護児童	1 7 0 人
4	職員ひとり当たりの要保護児童数（※3）	8 5 . 0 人
5	市内児童人口（※2）	1 9 , 6 7 0 人

※1 専門職員とは社会福祉士、心理士、精神保健福祉士、保健師、保育士を指す

※2 平成 26 年 4 月 1 日現在

※3 要保護児童数（170人）を職員数（2人）で除した数字

※4 特定妊婦・要支援児童については、台帳登録数を計上していなかったため概算によるもの。

### 2 支援について

1	代表者会議開催数	年 1 回
2	実務者会議開催数	年 1 6 回
	うち台帳点検会議（進行管理会議）の開催数	年 4 回 (原則、要保護児童：3か月1回点検、 要支援児童・特定妊婦：年1回点検)
3	個別ケース検討会議開催数	4 6 回（特定妊婦・要支援児童に関する会議を含まない）
4	上記 2, 3 におけるアセスメントシートの活用	月 1 回開催している、新規通告と継続ケースの報告を行う実務者会議において活用。
5	外部専門家等の活用状況	困難ケースの個別ケース検討会議にて、スーパーバイザーとして専門家（臨床心理士等）を招聘している。

【平成 27 年度】

1 基本情報

	所属名	福祉部子ども未来室
1	家庭児童相談室との関係	同一所属に設置
2	職員数	5人
	うち専門職員（※1）の数	5人
	うち常勤/非常勤の数	常勤5人
	うち虐待問題部会専任の数	専任2人
	うちSVの数および役職	1人（係長）
3	台帳登録数（※2）	252人
	特定妊婦 [H27年度中の支援人数]	2人 [12人]
	要支援児童	32人
	要保護児童	218人
4	職員ひとり当たり要保護児童数（※3）	109.0人
5	市内児童人口（※2）	19,090人

※1 専門職員とは社会福祉士、心理士、精神保健福祉士、保健師、保育士を指す

※2 平成27年4月1日現在

※3 要保護児童数（218人）を職員数（2人）で除した数字

2 支援について

1	代表者会議開催数	年1回
2	実務者会議開催数	年16回（虐待問題部会のみ）
	うち台帳点検会議（進行管理会議）開催数	年4回 （原則、要保護児童：3か月1回点検、 要支援児童・特定妊婦：年1回点検）
3	個別ケース検討会議開催数	73回
5	上記2, 3におけるアセスメントシートの活用	月1回開催している、新規通告と継続ケースの報告を行う実務者会議において活用。
6	外部専門家等の活用状況	困難ケースの個別ケース検討会議にて、スーパーバイザーとして専門家（臨床心理士等）を招聘している。

### 3 松原市健康部地域保健課（市立保健センター）体制資料

※松原市健康部地域保健課が主に関わった平成 26 年度、平成 27 年度の体制を示す。

【平成 26 年度】（平成 27 年 3 月末現在）

#### 1 基本情報

	所属名	健康部地域保健課
1	職員数	26 人
2	保健師の人数	12 人
	うち母子保健担当の人数	12 人（うち管理職 1 人）
	うち SV の数および役職	1 人（主査）
	うち常勤／非常勤の人数	全員常勤
3	保健師ひとり当たり担当ケース数（※1）	母子ケースでは 201 件 他に特定保健指導等のケースあり
4	特定妊婦数（平成 26 年度中に支援した人数）	6 人
5	年間出生数（※2）	841 人

※1 地区は保健師 10 名で担当  
参事 1 名と SV 1 名は地区担当なし。

※2 平成 26 年実績値

#### 2 関係機関連携等について

1	要保護児童対策地域協議会代表者会議出席者	参事（保健師）
2	実務者会議出席者	主査（保健師）、業務担当保健師
	うち台帳点検会議（進行管理会議）の出席者	主査（保健師）
3	個別ケース検討会議出席者	ケース担当保健師、必要に応じ主査（保健師）
4	外部専門家等の活用状況	庁内・外の研修会へ参加

【平成 27 年度】（平成 28 年 3 月末現在）

1 基本情報

	所属名	健康部地域保健課
1	職員数	26人
2	保健師の人数	10人（産休2人除く）
	うち母子保健担当の人数	10人（うち管理職1人）
	うちSVの数および役職	1人（主査）
	うち常勤／非常勤の人数	全員常勤
3	保健師ひとり当たり担当ケース数（※1）	母子ケースでは193件 他に特定保健指導等のケースあり
4	特定妊婦数（平成 27 年度中に支援した人数）	12人
5	年間出生数（※2）	794人

※1 地区は保健師8名で担当、参事1名とSV1名は地区担当なし。

※2 平成27年実績値

2 関係機関連携等について

1	要保護児童対策地域協議会代表者会議出席者	参事（保健師）
2	実務者会議出席者	主査（保健師）、業務担当保健師
	うち台帳点検会議（進行管理会議）の出席者	主査（保健師）
3	個別ケース検討会議出席者	ケース担当保健師、必要に応じ 主査（保健師）
4	外部専門家等の活用状況	庁内・外の研修会へ参加



#### 4 堺市北区要保護児童対策地域協議会体制資料（平成28年11月現在）

※堺市北区要保護児童対策地域協議会が関わった平成28年度の体制を示す。

##### 1 基本情報

	所属名	北区子育て支援課
1	職員数[協議会調整機関の実務を担当している職員]	4人（SVを除く）
	うち専門職員（家庭相談員）の数	4人
	うち常勤/非常勤の数	1人／3人
2	要保護児童（平成28年3月末現在）	513人
3	職員ひとり当たり要保護児童数（※1）	128.3人
4	北区内児童人口（平成28年3月末現在）	27,481人

※1 要保護児童数（513人）を職員数（4人）で除した数字

##### 2 取組状況（平成27年度）

1	代表者会議開催数	年1回（9月）
2	実務者会議開催数	年4回
3	個別ケース検討会議開催数	23回
4	外部専門家等の活用状況	研修・ケース対応検討会

## 5 堺市北保健センター体制資料

※堺市北保健センターが関わった平成 28 年度の体制を示す。

### 1 基本情報（平成 28 年度）

	所属名	北区役所北保健福祉総合センター 北保健センター
1	職員数	40人（再任用職員等含む（平成28年11月30日現在））
2	保健師の人数	14人（産休1人、病休1人除く）
	うち母子保健担当の人数	14人（うち管理職0人）
	うちSVの数および役職	3人（主幹・係長）
	うち常勤／非常勤の人数	全員常勤
3	保健師ひとり当たり担当ケース数（※1）	母子ケースでは約300件 他に特定保健指導、難病等のケースあり
4	特定妊婦数（平成 27 年度中に支援した人数）	22人（妊婦面接でのフォローは、295人）
5	年間出生数（※1）	1,654人

※1 平成 27 年度中

### 2 関係機関連携等について

1	要保護児童対策地域協議会代表者会議出席者	所長（課長・医師）
2	実務者会議出席者	主幹（保健師）、所長（課長・医師）
	うち台帳点検会議の出席者	主幹（保健師）
3	個別ケース検討会議出席者	係長（保健師）またはケース担当保健師
4	外部専門家等の活用状況（H26 年度）	庁内・外の研修会、関係学会に参加

## 6 堺市子ども相談所体制資料

※堺市子ども相談所が関わった平成 28 年度の体制を示す。

### 1 組織図

#### ○ 虐待対応体制 (H28. 4. 1現在)

所長 — 次長 — 虐待対策課長 (児童心理司)  
 課長補佐兼係長 (児童福祉司)  
 主幹 (保健師)  
 係長 (児童福祉司)  
 職員 (児童福祉司) 9名  
 非常勤職員 (警察OB・府OB他) 6名

### 2 虐待対応の件数等 (平成 27 年度)

#### (1) 対応別件数

対応	件数
児童福祉施設入所	41
里親委託	2
面接指導	1393
その他	54
合計	1490

#### (2) 虐待相談対応における一時保護件数

一時保護所	委託一時保護	一時保護計	うち職権保護
135	48	183	60

#### (3) 立入調査・警察への援助要請

対応	件数
立入調査	8
警察への援助要請	1

#### (4) 法的対応

児童福祉法第 28 条請求件数	承認件数
(内更新) 5 (3)	(内更新) 8 (5)
親権停止請求件数	承認件数
0	0

## 7 大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等点検・検証専門部会運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等点検・検証専門部会（以下「点検・検証部会」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(掌握事務)

第二条 点検・検証部会は、大阪府社会福祉審議会管理要綱第2条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項の点検や検証等を行うこととする。

- (1) 子ども家庭センター業務について点検・調査し、必要に応じ助言する。
- (2) 児童虐待による死亡事例（心中を含む）等について分析又は検証し、その結果や再発防止のための提言をまとめ、府に報告する。
- (3) (2)による提言の実施状況について点検・評価を行う。

(点検・検証部会の構成等)

第三条 点検・検証部会の委員は、児童福祉専門分科会に属する委員の一部並びに弁護士、学識経験者等により構成するものとする。

2 点検・検証部会に、点検・検証部会の委員の互選による会長1名を置くものとする。

(点検・検証部会の開催等)

第四条 点検・検証部会の開催は、次の各項に掲げる方法で行う。

- (1) 点検・検証部会は、会長が招集するものとする。
- (2) 点検・検証部会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができないものとする。
- (3) 点検・検証部会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(点検・検証部会の公開)

第五条 点検・検証部会は、大阪府社会福祉審議会管理要綱第5条第2項に基づき、審査部会の公開について次の各項に掲げる事項により定める。

- (1) 点検・検証部会は、非公開とする。ただし、児童虐待事例等の点検・検証に関して専門的知見を有する者が傍聴を希望し、部会長が認めた場合は、別に定めるところにより、部会を傍聴することができる。
- (2) 非公開とする理由  
点検・検証部会では、児童等の住所、氏名、年齢、成育歴、身体及び精神の状況等個人のプライバシーに関する情報が把握された中で、子ども家庭センターの措置等について、より専門的な見地から助言等意見を聴くこととなるため。

(報酬)

第六条 審査部会の委員に係る報酬等の取り扱いについては、大阪府社会福祉審議会条例（平成12年3月31日条例第9号）によるものとする。

附則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

この要綱は、平成28年1月26日から施行する。

## 8 審議経過

平成 28 年 12 月 7 日（第 4 回会議）

- ・ 関係機関による対応及び支援経過の確認

平成 29 年 1 月 13 日（第 5 回会議）

- ・ 関係機関へのヒアリング、問題点・課題の整理

平成 29 年 2 月 9 日（第 6 回会議）

- ・ 関係機関へのヒアリング、問題点・課題の整理、再発防止に向けた具体的な方策について

平成 29 年 3 月 3 日（第 7 回会議）

- ・ 問題点・課題の整理、再発防止に向けた具体的な方策について

平成 29 年 3 月 23 日（第 8 回会議）

- ・ 平成 28 年度児童死亡事案検証結果報告書（松原市事案）（案）について

9 大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等点検・検証専門部会  
委員名簿

加藤 曜子 流通科学大学人間社会学部人間健康学科教授

◎ 才村 純 関西学院大学大学院人間福祉研究科教授

佐藤 拓代 大阪府立母子保健総合医療センター母子保健情報センター長

廣常 秀人 独立行政法人国立病院機構大阪医療センター精神科 科長

峯本 耕治 弁護士 長野総合法律事務所

(◎は部会長、敬称略、50音順)